**平成２６年（フ）第２１８号**
大阪府藤井寺市林３丁目３番17号、前住所大阪府藤井寺市古室１丁目３番11号
債務者　佐々木　雄
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石原麗央奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第９９号**
埼玉県川越市大字寺尾1109番地８
債務者　松本　文子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第６３号**
福岡県久留米市津福本町1733番地２　ネオポリス津福211号、前住所佐賀県小城市小城町晴気1287番地12
債務者　古舘　　愛
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２６年（フ）第９５号**
仙台市若林区六丁の目中町25番38号　サクラハイツ303
債務者　西田　　進
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第４６号**
茨城県水戸市酒門町727番地の１
債務者　小沼　淳子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第８０号**
茨城県水戸市堀町1162番地の９　カネヤマハイツ201号、旧住所茨城県水戸市金町２丁目５番12号　ウィスティリアＶ103号
債務者　丸山麻理子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第８６号**
茨城県水戸市白梅３丁目２番17―302号　メゾン・ド・プルニエ
債務者　内田　好則
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第９０号**
茨城県ひたちなか市大字田彦714番地２
債務者　佐藤恵理子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第３４号**
茨城県かすみがうら市新治1832番地37
債務者　近藤　光隆
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第４０号**
茨城県土浦市西並木町3764番地１
債務者　村上美代子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第４９号**
茨城県つくば市二の宮２丁目４番地３　グランドパレスＮＳ－２－201号、前住所東京都足立区扇２丁目８番22―402号
債務者　吉原　優子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第４２号**
千葉県市川市稲荷木２丁目16番５号　インプレス101号
債務者　長島　直子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第５号**
富山県魚津市大光寺321番地　新川ハイツ
債務者　荒川配管こと　荒川太次美
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２６年（フ）第７０号**
石川県河北郡内灘町字向粟崎４丁目30番地コーポ翠301号、従前の住所石川県河北郡津幡町字七野243番地５
債務者　宮田　智成
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第７２号**
石川県野々市市下林４丁目181番地　パレーシャルＴＮ202号、従前の住所金沢市松村６丁目33番地、従々前の住所金沢市横山町８番23号
債務者　鈴木　陽菜（旧姓中出）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第７８号**
石川県野々市市堀内５丁目297番地　セントラルハイム605号室、従前の住所石川県野々市市二日市町518番地５、従前々の住所石川県野々市市白山町10番23号
債務者　髙倉眞知子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
金沢地方裁判所